

令和7年第12回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年12月5日(金)

午後3時00分開会

午後3時50分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員(農業委員 13名)

1番 河井 孝之

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

4番 是佐 恵美子

6番 梶原 安行

7番 山田 政則

8番 岩木 國明

9番 古川 憲吾

10番 吉田 雅子

11番 中谷 純子

12番 中田 安義

13番 岡 真由美

14番 岩本 博志

(推進委員 10名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 岡村 昭男

推進委員 中田 進

推進委員 清水 透

推進委員 堀田 良昭

推進委員 三田 邦男

推進委員 小西 礼子

推進委員 松井 辰夫

推進委員 安井 多佳子

推進委員 田丸 和也

4. 欠席委員(3名)

5番 松井 祥壮

推進委員 中山 憲治

推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

12番 中田 安義

1番 河井 孝之

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長

齋藤 千文

次 長

竹上 教東

主 事

前田 桂巳子

(佐伯支所) 次 長

藤本 秀樹

(吉和支所) 主 事

眞鍋 秀

(宮島支所) 主 事

榎 浩子

(大野支所) 主任主事

泉 勝

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用促進計画について

(2) 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

《報告事項》

(1) 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

(2) 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(3) 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理処分

取消の専決処理について

(4) 報告第 4 号 農地法施行規制第 2 9 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設への

転用に係る届け出について

9. その他

(開会 午後 3 時 0 0 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いいたします。
岩本会長	それではただいまから、廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。これから座って進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。
議長	<p>ただいまから、令和 7 年第 1 2 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 1 4 名、本日の出席委員 1 3 名、欠席委員 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項に規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、1 2 番、中田委員さん、1 番、河井委員のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>まず初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第 5 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借について、座って説明させていただきます。</p> <p>議案書は 3 ページになります。</p> <p>番号 8 1 番、農地の所在は、友田字氏森、登記地目は田で、面積は、3 筆の 1, 5 5 3 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>続いて番号 8 2 番、農地の所在は、津田字檜ノ迫、登記地目は田で、面積は、5 筆の 3, 6 6 8 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和 1 7 年 1 2 月 3 1 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>本件はいずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の各要件を満たしていると考えます。</p>

	<p>以上で、議案第54号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画の利用権貸借について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>81番について、小西委員さん、お願いいたします。</p>
<p>小西推進委員</p>	<p>推進委員の小西です。番号81番、農用地利用促進計画について説明いたします。11月17日に、河井委員、三田委員、事務局の方1名、私の計4名で現地確認を行いました。場所は友田字氏森岩組という地区で、友和駐在所の横の狭い道を入った先にあります。面積は3筆で1,553平方メートルです。以前の総会で報告した案件の続きで、今年から新規就農された〇〇さんが〇〇さんより農地を借り受けることとなりました。現地では葉物野菜を中心に大変きれいに栽培されており、管理も行き届いていました。今後さらに面積を増やす予定とのことで、大変喜ばしいことと思います。特に問題は見受けられませんでしたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>82番について、松井委員さん、お願いいたします。</p>
<p>松井推進委員</p>	<p>推進委員の松井です。議案第54号、番号82について説明をいたします。現地確認ですが、11月12日に、市職員及び松井農業委員並びに私の計3名で確認をしております。申請地ですが、佐伯支所から県道本多田佐伯線を浅原方面に約0.8キロ進んだ県道沿いで、5筆の3,668平方メートルです。申請内容ですが、農用地利用促進計画の申請で使用貸借となっております。現状は畑でございまして、前任者が耕作されており、そのままの状態でございます。許可後の耕作者は他の地域におきましても、同様の耕作をされており実績もあり何ら問題ないと思慮されます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、この2件につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第54号について、異議なしとして回答することに異議はございませんか。</p>

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第54号について、異議なしとして回答することに決定をいたします。

続きまして、議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。

事務局

議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

議案書は5ページから7ページになります。

番号274番、農地の所在は、原字長谷、登記地目は田及び畑で、4筆の1, 252平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難なため、譲受人は新規に農業経営を始めるため、有償の所有権移転です。

次に番号285番、農地の所在は、吉和字田中原速田河内、登記地目は畑で、1筆の89平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は現在耕作している農地に隣接し便利であるため、有償の所有権移転です。

次に番号286番、農地の所在は、深江三丁目、登記地目は畑で、1筆の648平方メートルの申請です。権利の移転理由は、登記整理を行うため、無償の所有権移転です。

次に番号291番、農地の所在は、大野字十郎原、登記地目は畑で、1筆の127平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は高齢により耕作困難なため、譲受人は自宅に近く便利であるため、有償の所有権移転です。なおこの案件は、報告第1号、番号280番及び報告第3号、番号276番の関連案件となっております。

次に番号294番、農地の所在は、永原字小坂、登記地目は田及び畑で、10筆の5, 529平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は仕事の都合により耕作困難なため、譲受人は購入する自宅に隣接し新たに耕作をするため、有償の所有権移転です。

本件はいずれも、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第55号、農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。274番について、岡村委員さん、お願いします。

岡村推進委員

原地区推進委員の岡村です。274番について説明させてい

	<p>たきます。11月18日、私、中谷委員、事務局2名で現地確認を行ってまいりました。場所は、速谷神社から北へ約2キロ行ったところで、国道433号線から枝分かれして入った道のところにあります。現地ですが、作物はまだ作られてなかったのですが、ある程度小ざれいにはされておりまして。ただ、この譲渡人の方は東京におられて全然来られないという事なので、これから譲り受けた方が〇〇さんという方ですけれども、来てしっかりとやっていただけたらと思っております。何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、285番について、中田委員さん、お願いいたします。</p>
12番委員	<p>12番の中田です。番号285番について説明いたします。11月27日に、岡職会長務代理人、倉本推進委員、事務局と私の4名で現地確認を行いました。現地は、吉和支所からクヴェーレ吉和方面に向かって約1キロ行ったところの速田神社のすぐ隣にあります。譲受人の〇〇さんは、お母さんが吉和に住んでおられ、毎週土日には帰って手伝いをされているということです。現地の状況から見ても特に問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくようお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、286番、291番について、山田委員さん、お願いいたします。</p>
7番委員	<p>7番の山田です。番号286番について説明いたします。11月13日に、吉田委員、事務局で現地を確認いたしました。この物件は親子の名義にしていた土地を、親の名義に登記を整理するというものでございまして、別に問題ないと思っております。それから、次の291番ですが、これも同じく11月13日に、吉田委員、事務局で現地を確認しております。現場は、大野東中学校の山側に位置するところとございまして、譲渡しの理由としては、高齢で耕作が困難であるという事です。それから、譲受人は、以前から家庭菜園を考えていたところに、非常に近いところに譲り受けるものがあつたということで、譲り受けて耕作するということとございまして、全然、問題ないと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、294番について、三田委員さん、お願いいたします。</p>
三田推進委員	<p>推進委員の三田です。番号294番について説明をいたします。場所は永原字小坂というところとございます。ちょうど玖島との境界付近にあたります。11月17日に、事務局と河井さんと小西さん、それと私を入れまして4名で現地確認を行っております。</p>

	<p>す。譲渡人の〇〇さんは、父親が数年前に亡くなられたために農地等を相続されたのですが、勤務先が遠く農業と会社を両立するということは非常に難しいということで、空き家バンクを通して家屋と農地を譲り渡すものです。譲り渡す農地などは、草木に覆われておりまして、家屋も瓦が一部脱落したような状態でありましたが、譲受人の〇〇さんは、空き家バンクを通して田畑つきの建物を探しておられまして、これから先、農業を行いながら医者勤めをされるようです。家屋の修繕や農地の手入れも、これから大変とは思いますが、何ら問題はないものと考えております。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、この5件につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いをいたします。ごさいませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第55号について、許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第55号について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第56号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第56号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書は、8ページになります。</p> <p>番号288番、農地の所在は、大野字滝山、登記地目は畑で、面積は、1筆の323平方メートルの申請です。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。</p> <p>次に番号289番、農地の所在は、友田字尾ノ上、登記地目は田で、面積は、2筆の1,298平方メートルの申請です。転用理由は、共同住宅として利用するための申請で、過去に転用許可申請が出されています。</p> <p>本件はいずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第56号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。288番について、吉田委員さんお願いします。</p>
10番委員	<p>10番の吉田です。番号288番について説明いたします。現地へは11月13日に山田委員、大野支所職員と私と3人で確認に行っていました。場所は大野字滝山、大野インターチェンジの入口あたりから真っすぐ山側へ200メートルぐらい行ったところへ〇〇があります。その〇〇のすぐ右隣の土地です。以前は野菜を作られていましたが、今はお休みされました。転用理由として、ここ何年かの間で、〇〇が急増してまして駐車場不足で近隣に迷惑がかかっている状態の為、駐車場として利用するという事です。後ろ側は山ですし、前側は道路と駐車場があり、問題はないと思われまます。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、289番について、小西委員さん、お願いいたします。</p>
小西推進委員	<p>推進委員の小西です。番号289番、許可申請について説明いたします。11月17日に、河井委員、三田委員、事務局1名、私、計4名で現地確認を行いました。場所は友田字尾ノ上地区で、すぐそばには下友田集会所があります。本件は以前にも扱った案件ですが、今回は〇〇から〇〇へ譲り受けされるものです。転用理由は、共同住宅として利用するためとのことです。周囲環境とも特に問題は認められませんでしたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、この2件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ごさいませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。 議案第56号について、許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第56号について許可することに決定をいたします。 続きまして、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。お願いします。</p>

事務局	<p>報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。議案書は9ページから12ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年10月13日から11月10日までの間に受理した7件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>番号259番、260番、264番、282番、283番については、申請人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>番号281番については、前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。</p> <p>本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、この件につきまして、質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号を終わります。</p> <p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。お願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告させていただきます。議案書は13ページから15ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年10月13日から11月10日までの間に受理した7件です。詳細の説明は省略させていただきます。</p> <p>番号256番については、前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。</p> <p>番号273番は、過去に転用届が出されています。</p> <p>番号280番は、議案第55号、番号291番及び報告第3号、番号276番の関連案件となります。</p> <p>本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告を終わります。</p>

議長

それでは、これについて、質疑等があればお願いをいたします。
ございませんか。

《委員より質疑等なし》

議長

質疑がないようですので、報告第2号を終わります。
続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について、報告します。
お願いします。

事務局

報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について、報告させていただきます。
議案書は16ページになります。

今回の報告は、令和7年10月13日から11月10日までの間に処分を行った1件です。詳細の説明は省略させていただきます。

番号276番については、議案第55号、番号291番及び報告第2号、番号280番の関連案件となります。

以上で、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について報告を終わります。

議長

それでは、この件につきまして、質疑等があればお願いをいたします。

《委員より質疑等なし》

議長

質疑がないようですので、報告第3号を終わります。
続きまして、報告第4号、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告します。説明をお願いします。

事務局

報告第4号、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について、報告させていただきます。
議案書は17ページになります。

この届出は、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定された、農業用施設に供するための転用であれば、農地転用の制限の例外となり、農地法第4条第1項の許可が不要となります。

本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、耕作者が自らの農地を自らの耕作に供するほかの農地の保全、もしくは利用の増進のため転用するものと認められましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知

議長	<p>書を交付したものです。</p> <p>以上で、報告第4号、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設への転用に係る届出について報告を終わります。</p> <p>それでは、この件について、質疑等があればお願いをいたします。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p> <p>質疑がないようですので、報告第4号を終わります。</p> <p>それでは、本日の総会を終了いたします。今日が令和7年最後の総会でした。委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>次回の令和8年第1回農業委員会総会は、1月7日(水曜日)、午前10時から、ここ廿日市市役所7階の会議室で行います。</p> <p>以上でございます。大変ありがとうございました。</p>

(閉会 午後3時50分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年1月7日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（ 12番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（ 1番委員） _____